

検討項目ごとの施策の方向性 に関する論点

③利用ルールの弾力化を進める際の留意点

施策の方向性

- 都市公園の利用ルールは、都市公園条例に基づき、各公園管理者において設定されているが、そのポテンシャルを最大限発揮するためには、多様化する利用ニーズに柔軟に応えられるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化を図ることが重要である。
- このため、以下のような取り組みを進める必要がある。
 - ・様々な利活用ニーズに対応するための都市公園条例の見直しの促進
 - ・利用者・地域住民等の合意形成による公園ごとの利用に関するローカルルールづくりの普及

■ 論点

- 利用ルールを弾力化する際にどのような点に留意すべきか
 - ・ 基本として、押さえる必要がある内容(安全性、公平性など)
 - ・ 応用として、検討するのが望ましい内容(ボール遊びなど)
 - ・ ローカルルール作りの進め方(公園協議会の活用など)

③利用ルールの弾力化を進める際の留意点

都市公園法における禁止事項

- 都市公園法では、第十一条において国の設置に係る都市公園(国営公園)における行為の禁止等のほか、禁止事項は規定していない。
- 地方公共団体が管理する都市公園における行為の禁止、行為の制限については、第十八条に基づき地方公共団体が定める都市公園条例に規定される。

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号) 抜粋

(国の設置に係る都市公園における行為の禁止等)

第十一条 国の設置に係る都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土石、竹木等の物件を堆たい積すること。

四 前三号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

(条例又は政令で規定する事項)

第十八条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める。

都市公園施行令 第十八条

(法第十一条第四号の政令で定める行為)

- 一 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- 二 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 三 公園管理者が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- 四 公園管理者が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- 五 公園管理者が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

2

③利用ルールの弾力化を進める際の留意点

都市公園条例

都市公園条例の雛型(抜粋)

第二章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第五条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第二項、法第六条第一項若しくは第三項又は第三条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 六 立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと。
- 八 都市公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第六条 知事(市町村長)は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

3

【参考事例】新とよパーク（豊田市／新豊田駅東口駅前広場）

- 豊田市では、2016年3月に「都心環境計画」を策定し、公共空間の活用「つかう」と再整備「つくる」を両輪に都心地区の整備を推進。最初にリニューアル・オープンする広場において、あるべき姿や活用方法等について、市内の有志の方と議論し検討を重ね、2度の試行実験も経て空間と運営方法のデザインを実施。
- 市民が積極的に整備・活用に参画し、自らの「自由と責任」のもとで利用できるようにすることで、様々な活動が繰り広げられる場をめざす。

背景・経緯

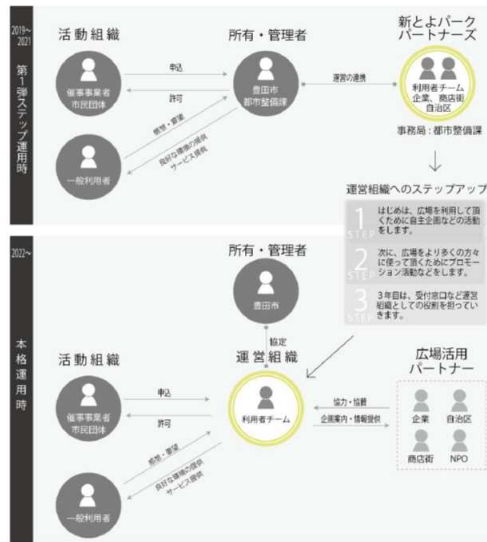
2015年	リニューアル前の広場で実施した「あそべるとよたプロジェクト」により潜在的なニーズを見える化
2016年	活用の具体的なイメージをもったプレイヤーと月1回ペースでワークショップを開催し利用方法を検討
2017年	ワークショップの検討結果をもとに2回の実証実験を開催、その成果を踏まえてリニューアルの設計案を作成
2018年	設計案を基に工事を実施 プレイヤーとのワークショップを継続し、利用ルール、運営方法を検討
2019年	広場がリニューアルオープン 愛称を「新とよパーク」に決定



実施体制

- ワークショップ参加者を中心とした利用者組織「パートナーズ」と市が、適切な役割分担に基づいて広場を運営。
- そのため、自由と責任の下、ルールも一般的な公園・広場等より柔軟にし、様々な実験的な取組を通じてよりよい運営を模索としている。

■運営体制



出典：豊田市「これまでの経緯」

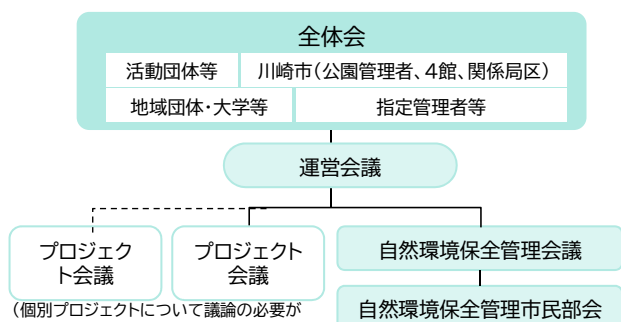
【参考事例】生田緑地マネジメント会議

- 川崎市は、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくために、「緑地の保全」を前提に「緑地の利用」との調整を図ることにより、両者の好循環を発生させることを基本とし、2011年に「生田緑地ビジョン」を策定。
- 「生田緑地ビジョン」の実現に向け、多様な主体が管理運営参加する「協働のプラットフォーム」として、2年間の準備期間の後、2013年に「生田緑地マネジメント会議」を設立。
- 活動団体等の活動計画及び活動の調整を担うほか、自然の保全・利用方針、植生管理計画、公園利用のルールづくりについて市（公園管理者）への提言を行う。

背景・経緯

～2008年	市民参加により「生田緑地整備構想」、「生田緑地管理運営の基本的考え方」等を策定
2011年	「生田緑地ビジョン」策定
▼	生田緑地マネジメント会議準備会（計8回）開催
2013年	生田緑地マネジメント会議設立

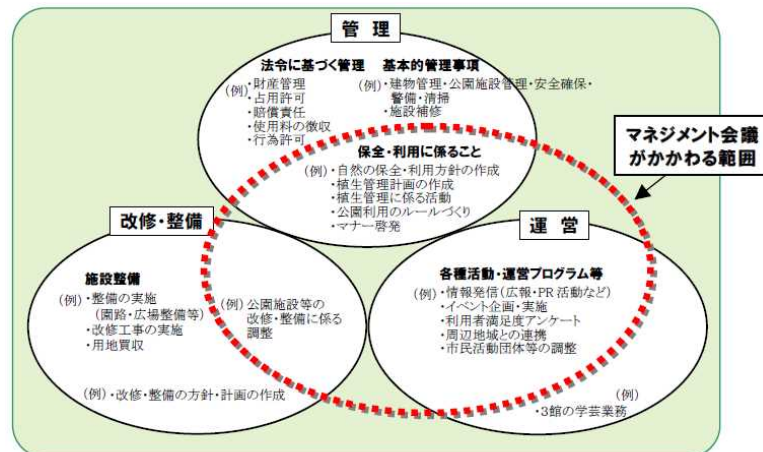
関係主体、実施体制



取組内容

- 市民及び市がそれぞれの立場を尊重し、同じ円卓に座って話し合い、生田緑地の運営に参加する場として生田緑地マネジメント会議を設け、で市民と市が互いの特性を發揮しながら、連携して課題解決に取り組んでいる。

■マネジメント会議が関わる範囲（イメージ）



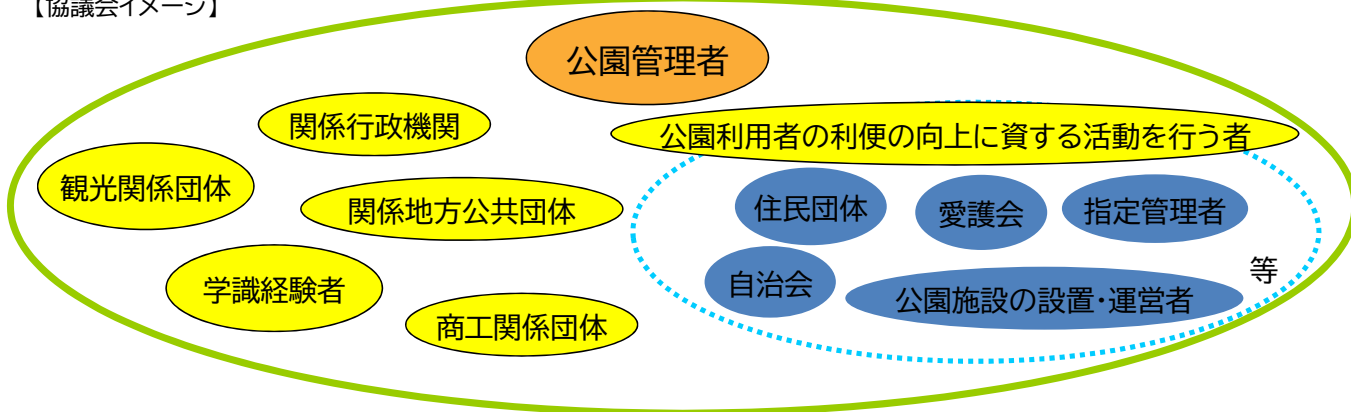
※管理、運営及び改修・整備の最終的な判断及び責任は市が担う。

問題意識

- 立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないか
- ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないか

協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
 - 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。
- 【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

6

④ 実験的な利活用を進める際の留意点

資料3の関係箇所：P.17

施策の方向性

- 利活用の一つとして、社会実験などにより地域の変化するニーズを試行的に実施し、公園の利活用の可能性を探っていくような取り組みが考えられる。一方で、現行の都市公園の利活用の枠組みのなかでは、公園を利用したい者からの申請に応じて当該公園利用を認めていくという仕組みしか存在しないため、幅広いテーマで積極的に利活用を推進するということが行いづらい。
- このため、多様な利活用のニーズにスピーディに対応して公園を有効かつ柔軟に活用する社会実験等の取組について、事例や成果を共有し、普及を図ることが必要である。
- また、多様な主体による幅広いテーマの実験的な利活用を円滑に進めるための仕組みを設けることも考えられる。

■ 論点

- 人中心のまちづくりへの貢献という観点から、実験的な利活用を進めるにあたってどのような点に留意すべきか
 - ・社会実験等の内容
 - ・社会実験等の実施に向けた手続きや実施状況の評価
 - ・社会実験等に適切な期間 など

7

【参考事例】横浜市における公募型行為許可

- 横浜市では、公益性を確保しつつ民間事業者等のアイデアを活用したイベント等を行うことができることを目指す「公募型行為許可制度」を創設。
- 令和2年度～3年度に、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等のイベントを対象に、実施事業者公募により制度運用を試行した後、令和4年度から本格実施。

背景・経緯

- 令和元年 ○新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を策定
- 令和2～3年度 ○具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度を創設し、「臨海部の公園での健康づくり」をテーマに試行
- 令和4年度 ○本格実施

■山下公園の芝生を活かしたヨガ



■大通り公園でのキャンドルヨガ



出典：横浜市「都心臨海部の公園での健康づくり（公募型行為許可の試行実施）」

緩和した基準の内容

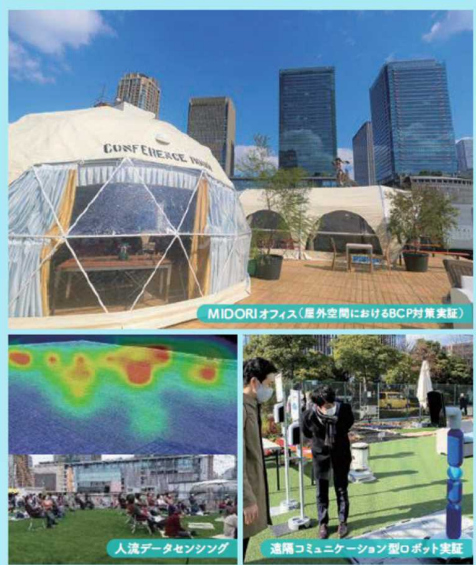
- ① 行為許可申請者の要件緩和
 - ・民間事業者等が単独で行為許可申請できるよう要件を緩和。
 - ・これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性(*)を行為内容に要求。
- ※ 公園はいつでも誰もが自由に利用できるオープンスペースであることを鑑み、①当該行為(イベント等)の参加者、②他の公園利用者、③周辺地域、④横浜市にメリットがあること
- ② 行為回数・制限緩和
 - ・行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2日までのイベント等の開催

【参考事例】うめきた外庭SQUARE

- 大阪市・うめきた2期地区においては、“みどりの「リビングラボ」”をコンセプトに、2024年に先行まちづくりを迎えるうめきた2期地区開発プロジェクトのトライアルとして、未来のまちづくりに向けた実証実験を実施。
- コンセプト達成のため、事業主体であるURと、公募で選定したパートナー事業者の双方の企画をもとに、運営協議会にて決定し、積極的な地元の方々との連携、参加が図られている。

取組内容

企業連携プロジェクト



MIDORIオフィス(屋外空間におけるBCP対策実証)

人流データセンシング

遠隔コミュニケーション窓口ロボット実証

チャレンジショップ



キッチンカー

マルシェ

地域連携プロジェクト



みんなの合言葉

- 地域に開かれたオープンな場としましょう
- 居心地よく過ごすためマナーの向上に努めましょう
- この場所で新しいことに気づいて、知って、広めましょう

ご利用ルール



市民やユーザーを巻き込んだリビングラボの手法で社会実験・モニタリングする企業連携プロジェクトを募集。

店舗の新規開業等を目指す方のチャレンジ支援、地域店舗の活性化の拠点として、ポップアップで出店できるチャレンジショップ制度を用意。

みんなの合言葉を守ってもらうことで様々な人にご利用いただけるとし、活動してみたい地域の方々を募集。

- 2019年度より、新技術を活用して公園サービスの向上を目指す社会実験を産学官連携コンソーシアム方式で実施。
- 具体的には、利用者の利便性向上や、維持管理の省力化など公園の抱える課題解決に向けて自動運転、VR歴史体験、ドローン航行、AI画像解析など多岐に渡る実験を展開。
- 実験に参加する民間事業者は、コンソーシアム構成員のうち官・学からなる評価選定委員会で選定。

背景・経緯

■課題

- ・高齢者や身体が不自由な方も含め多様な来園者が園内を移動する手段が不足
- ・現地で歴史を体験できる機会が不足
- ・職員の巡回、紙媒体の台帳を用いた施設管理による人的コスト

■経緯

上記課題の解決のため、2019年度よりコンソーシアム方式により社会実験を実施

関係主体、実施体制

■コンソーシアムの構成

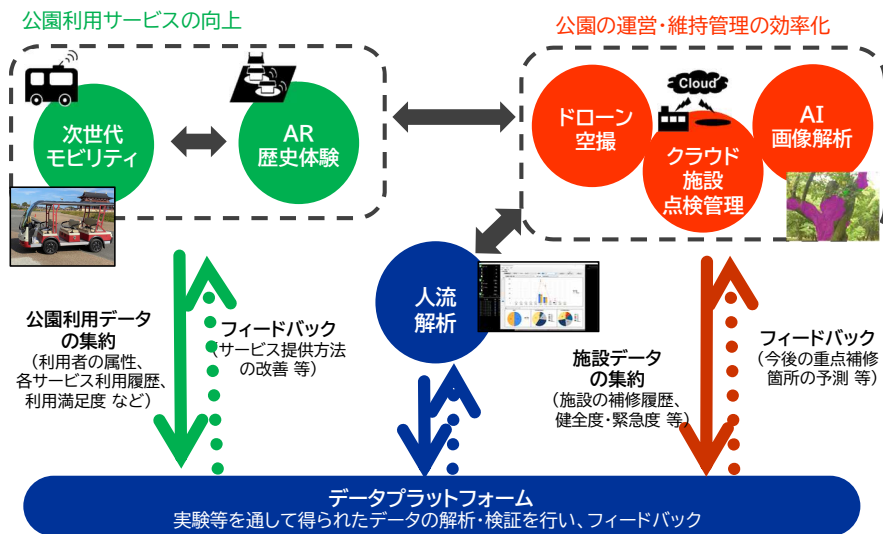
- ・有識者
(スマートシティ・モビリティ・AR・造園・文化財分野)
- ・国営公園・県営公園 関係機関
- ・文化庁、奈良文化財研究所
- ・周辺自治体(奈良県・奈良市関係部局)
(事務局:国営飛鳥歴史公園事務所)

・選定された民間事業者 ※選定後に参画

※1:選定は、コンソーシアム構成員のうち官・学からなる評価選定委員会で行う。

※2:契約は、公園事務所・各民間事業者間で行う。

取組内容



【主な成果】

- ・自動運転車両、VR歴史体験が、利用者の満足度向上等に寄与
- ・クラウド公園台帳システム、AI画像解析や360度カメラの活用等により、管理の省力化を実現

10

【参考】占用施設及び占用期間一覧

占用物件又は施設として認められているもの	占用期間
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	10年
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	3年
非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物	1年
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	3か月
上記の他、政令で定める工作物その他の物件又は施設	右表参照
保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみ)	-

占用物件又は施設として認められているもの	占用期間
標識	10年
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で省令で定めるもの(耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるもの)	
環境への負荷の低減に資する発電施設で省令で定めるもの(太陽電池発電施設、燃料電池発電施設で地下に設けられるもの、発電に伴って排出される温水または上記が有効に利用される発電施設で地下に設けられるもの)	
防火用貯水槽で地下に設けられるもの	
蓄電池で地下に設けられるもの	
省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの	
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	
索道及び鋼索鉄道	
警察署の派出所及びこれに附属する物件	
天体、気象又は土地観測施設	
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	3か月
土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1年
市街地再開発事業、防災街区整備事業で従前居住者を一時収容するため必要な施設	
その他、都市公園ごとに地方公共団体が条例で定める(国にあっては国土交通大臣が定める)仮設の物件又は施設	

11

施策の方向性

⑤担い手の拡大と共創

- 指定管理者制度の活用が広く普及し、Park-PFI制度の創設も契機に、都市公園における官民連携の形も多様化してきている。
- 公園の特性、地域の実情、求められる管理運営の内容に応じて、多様な管理運営体制、役割分担等により官民連携を進めていくことが、長期的に都市公園のポテンシャルを最大限発揮することにつながるものと考えられる。
- その際、公園管理者と管理運営の担い手の双方が、対話を通じて公園の質の向上を実現する「共創」の考え方をベースに、公園の管理運営に限らず、施設の整備や改修なども含めてシームレスに役割を分担し、一つの公園を作り上げるパートナーとという認識で、取り組むことが重要である。
- そのためには、地域における公園関連の事業・業務が大規模な公園整備から日常的な管理運営に移行するなかでも、如何に公園を利活用し、都市、地域、市民のためにそのポテンシャルを役立てるかという観点から、整備段階以上に、充実した体制で業務に取り組むことが必要である。
- また、中長期的には、管理運営段階での成果、課題等を共有し、利活用しやすい再整備等により公園に育てていく取組が重要である。
- このため、以下の取り組みを充実する必要がある。
 - ・ 公園の特性等に応じた多様な管理運営体制や役割分担等による官民連携事業の推進
 - ・ 中間支援組織との連携などによる利活用をミッションとした体制構築の推進

12

施策の方向性

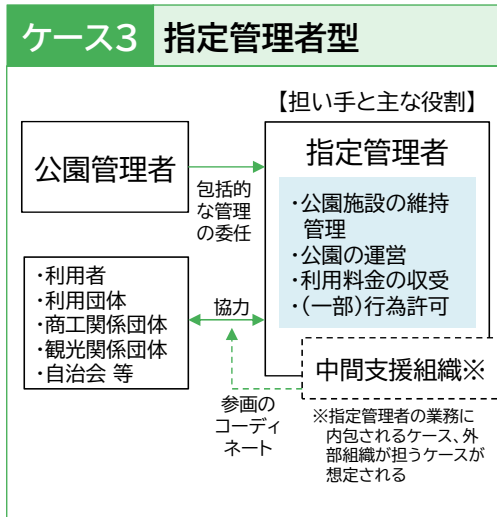
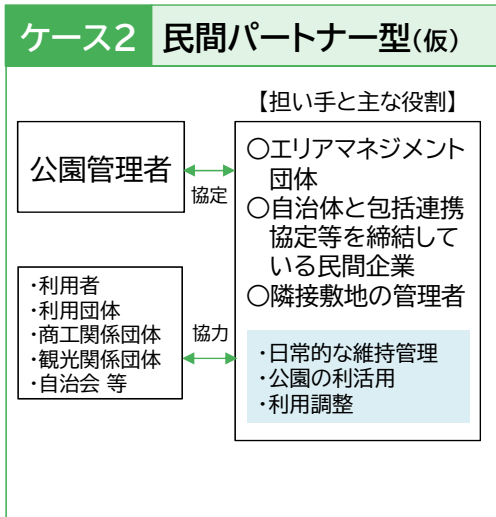
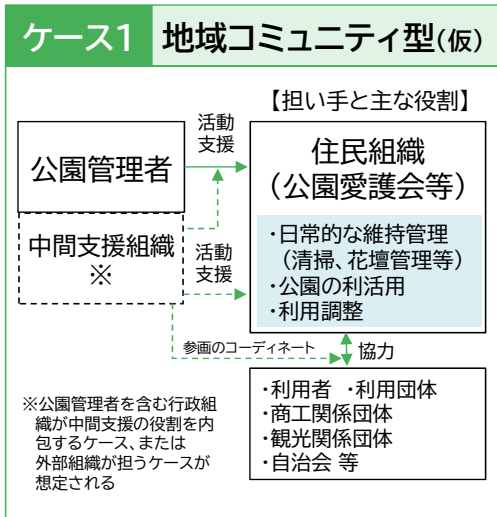
⑥自主性・自律性の向上

- 官民連携による柔軟な管理運営を継続的に行っているためには、パブリックマインドを有する担い手が柔軟に資金を調達し、管理運営の質の向上に還元できる仕組みづくりが必要である。
- 特に、Park-PFIのように、公園の整備、管理運営を民間事業者積極的に開放し、収益を公園に還元する仕組みが広がっていることを踏まえ、公園内でのイベントや広告物設置等の収益事業を規制すべきものでなく、公園の質の向上に寄与するものとして前向きにとらえる方向での取り組みを推進する。
- このため、以下の取り組みを充実する必要がある。
 - ・ 担い手による自主的な資金調達の拡大(計画的かつ円滑な収益事業の実施につながる行為許可権限の付与、広告物設置の柔軟化など)
 - ・ 民間事業者の公園の管理運営への参画を更に促進するための仕組みの検討

■ 論点

- 民との連携・協働のケースに応じて、管理運営の安定性や継続性をどのように担保するか。
- また、自主的な資金調達拡大にあたってどのような点に留意すべきか。

民との連携・協働のモデルケース



参考事例：

- 「コミュニティパーク事業」(福岡市)
- 「みんなのこうえんプロジェクト」(江戸川区)
- 「公園愛護会等コーディネーター」(横浜市)

参考事例：

- 都市再生推進法人によるパークマネジメント(仙台市)
- UDCK(柏の葉アーバンデザインセンター)
- 管理協定に基づく隣接敷地と一体の管理運営(港区)

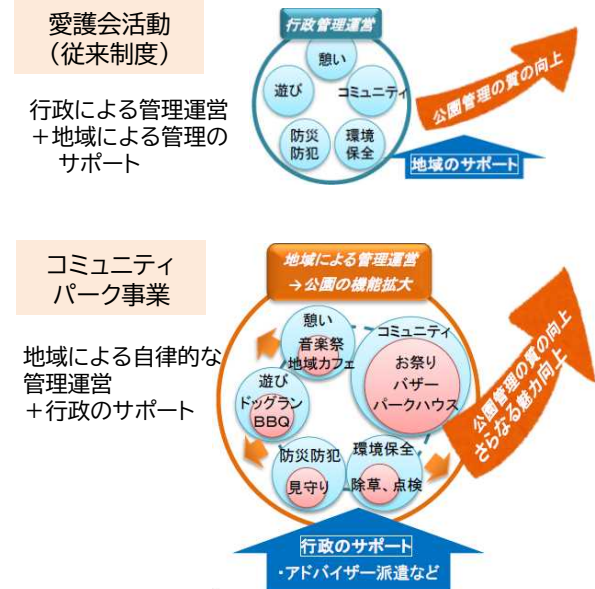
参考事例：

- Park-PFI事業と公園全体の指定管理者の同時募集(豊田市)
- Park-PFI事業者の園内での収益事業の許可(新宿区)
- 指定管理者による市民協働の中間支援(西東京市)

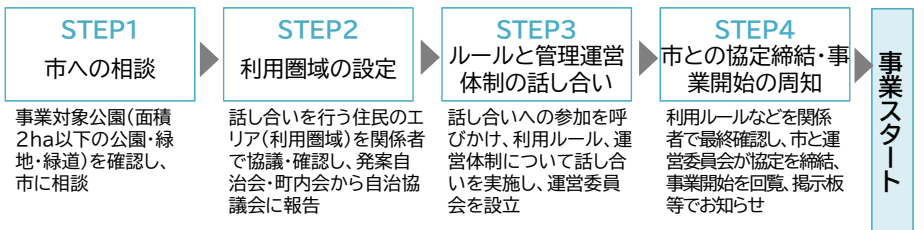
【参考事例】「コミュニティパーク事業」(福岡市)

- 福岡市では、一律の利用ルールによる使いづらさ、公園愛護会などの担い手不足等の課題解決に向け、地域による公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営によって、地域にとって使いやすく魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目指すために、平成29年度より「コミュニティパーク事業」を開始。
- 地域で結成した「運営委員会」が中心となり、日常の維持管理活動を行うほか、地域独自の利用ルールの設定、イベントの実施など、自由度の高い公園の利活用を行うことができる。

背景・経緯



取組内容



実施体制 (運営委員会と市(公園管理者)の役割分担)

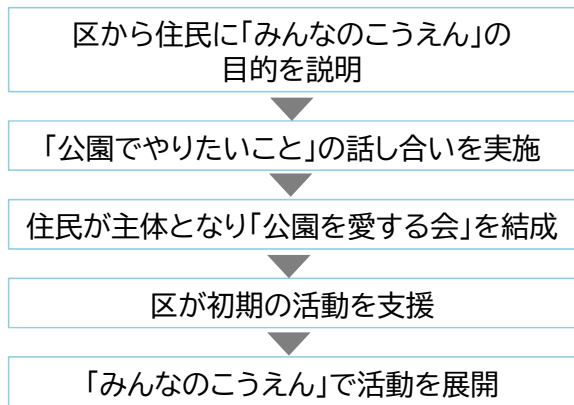


出典:福岡市「コミュニティパーク事業」の概要

【参考事例】「みんなのこうえんプロジェクト」(江戸川区)

- みんなのこうえんプロジェクトは、地域の身近な公園を「地域の庭」として愛着を持ち、主体となって公園を利活用しながらコミュニティを育み、住み続けたいまちを未来につなげていくことをめざす取組。
- 地域の身近な公園での利活用を区民が企画・提案、実施することができ、区は、プレーリーダーの配置などで活動を支援。

事業の進め方



想定される活動例(区パンフレット、HPより)

- 防災訓練
- プレーパーク
- 青空ヨガ教室
- 花の名所づくり
- 地域保育
- 落ち葉の堆肥化、リサイクル
- マルシェの開催

実施した取組

【小岩パークカフェ】

- ・ プロジェクト第一弾として、小岩公園でできたらいいな！と思う夢やアイデアをみんなでワイワイ語る「公園ワークショップ」の他、地域の飲食店による「パークカフェ」や、公園内の樹木をめぐる「グリーンアドベンチャー」、「防災かまどベンチ」を活用した焼きマシュマロ体験などのイベントを実施。



小岩パークカフェイベントパンフレット

出典:NPO birth ホームページ「小岩公園でKoiwa Park Cafeを開催しました！」

【プレイリーダー】

- ・ 外遊びの機会を創出し、子どもたちの運動能力を向上させようと、江戸川区は、子どもたちに遊び方を教える指導員「プレイリーダー」を区内6か所のモデル公園に配置。
- ・ 子どもたちや子育て世代同士の新たな交流の場づくりを行った。



公園へのプレイリーダーの派遣
出典:江戸川区「みんなのこうえん」

【参考事例】「公園愛護会等コーディネーター」(横浜市)

- 横浜市公園愛護会は、地域の皆様を中心にボランティアの団体を結成し、身近な公園で日常の清掃、草刈等の美化活動等を行うボランティア団体。
- 会費や物的支援の他、公園愛護会の支援窓口として「公園愛護会等コーディネーター」を各区土木事務所と公園緑地事務所に1名ずつ配置しており、公園愛護会の担い手不足・高齢化等に関する相談など、区の特性に応じて支援を実施している。

取組内容

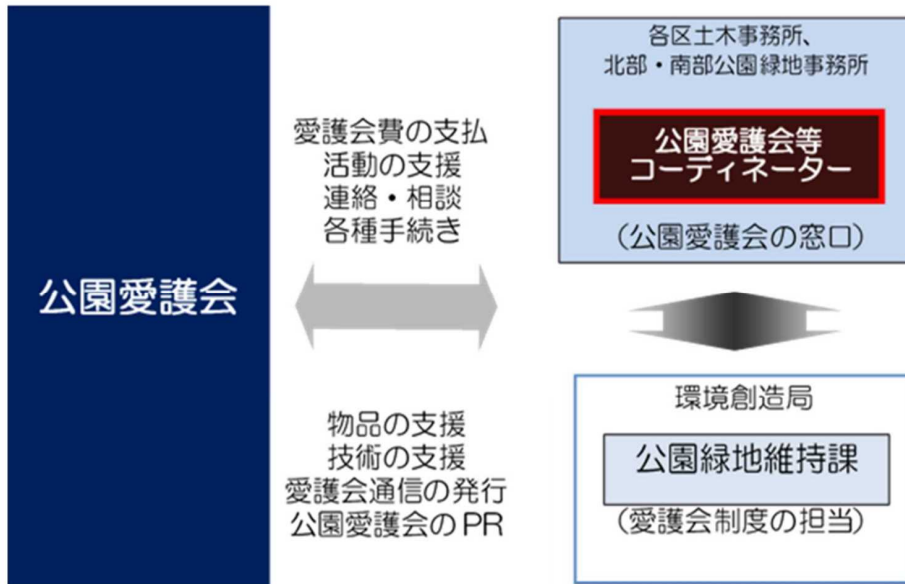
- ・ 愛護会の活動内容は、日常の清掃や草刈、除草、中低木や花壇の管理、利用者マナー指導、地域イベント実施など、地域毎に様々な活動を行っており、区健康づくり事業と連携した公園de健康づくり事業等も展開している。



公園愛護会の活動の様子

出典:横浜市 ゲストスピーカープレゼン資料

関係主体、実施体制



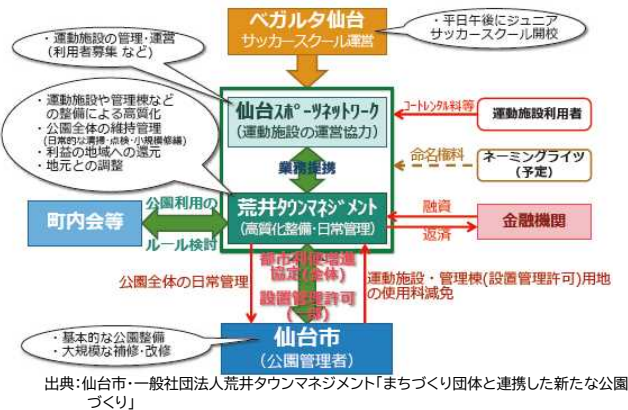
公園愛護会・支援の仕組み

- 仙台市の荒井東1号公園は、都市再生推進法人の指定を受けている一般社団法人荒井タウンマネジメント（荒井TM）と仙台市との間で締結された都市利便増進協定に基づき、荒井TMがフットサル人工芝コートとクラブハウスを整備し、利用料収入などを公園全体の維持管理に充当。
- 荒井TMは、公園を中心に、住民や企業の協力を得ながらマルシェなど地区の賑わいづくりも展開。

背景・経緯

2010年	土地区画整理事業開始
2013年	荒井東土地区画整理組合と民間企業8社からなる「荒井東まちづくり協議会」発足 協議会有志が集まり「一般社団法人荒井タウンマネジメント」設立
2016年	荒井TM 都市再生推進法人指定

関係主体、実施体制



取組内容

- 都市利便増進協定に基づき、荒井TMが、公園の一部(約3,050㎡)を仙台市から借り、都市公園法第五条に基づく設置管理許可を受け、フットサルやテニスなどを楽しめる運動施設や管理施設を自己資金で整備。
- 荒井TMは、公園全体の日常的な清掃・点検、植栽の維持管理、整備した運動施設等を管理を担い、利用料収入を公園全体の維持管理に還元。

■荒井東1号公園における都市利便増進協定の概要

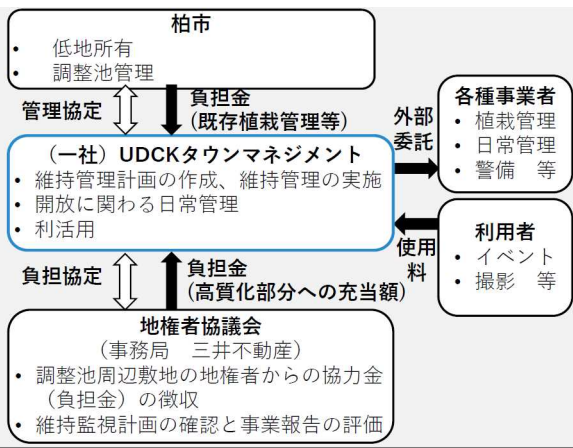


- 千葉県柏市の調整池「柏の葉アクアテラス」は、調整池がもつ空間資源としての可能性に着目し、柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)を中心に、千葉県・柏市と民間の連携により高質化整備を実施。
- UDCK(2019年からはエリアマネジメント法人である(一社)UDCKタウンマネジメント)が、柏市と管理協定を締結し、日常の維持管理や、イベント等の利用受付も含めた管理運営を実施。

背景・経緯

- 2004年度に土地区画整理事業の一環で整備、暫定供用された調整池を、人が近づける水辺にするため、2016年にUDCKを中心に官民連携で高質化整備を実施。

関係主体、実施体制



取組内容

- (一社)UDCKタウンマネジメントは、柏市との管理協定に基づき、植栽、ベンチやステージ等の維持管理、開放時の安全管理を実施。
- また、「『アクアテラス』イベント・撮影利用規定」を作成し、地域住民の利便性と安全性の確保に配慮しつつ、利活用を推進。地域住民や周辺企業によるイベントの利用受付、審査等も担う。
- 管理運営の財源は、柏市との管理協定、地権者協議との負担協定に基づき両者から提供される負担金。



- 「虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー」に隣接して整備された、開発提供公園である西桜公園は、ビルを管理する森ビル株式会社と区が維持管理協定を締結し、ビルの管理者が公園の日常的な維持管理を実施。
- 隣接するビジネスタワーのデザインや外構、照明に携わった建築・デザイン事務所が、あわせて設計やデザインも担当したことで、街全体に一体感が生み出されている。

・「かつてこの場所にあったという桜並木の景色を、後世に残していきたい」という地域の想いから、桜を中心に据えて公園を計画。桜をできるだけ長く楽しむ方法はないかというご意見もあり、植える桜の種類を増やすことで、長く春を楽しむように工夫している。



港区 西桜公園

出典：（森ビル株式会社 都市開発本部）ゲストスピーカープレゼン資料、森ビル株式会社「e-HILLS CLUB」

- 豊田市の鞍ヶ池公園では、公園全体の指定管理者とPark-PFIの事業を併せて公募。
- 選定された事業者はキャンプフィールド等の整備とともに、乗馬体験やイベントの企画等、公園の魅力向上に取り組んでいる。

取組概要

- Park-PFIの事業者公募と併せて指定管理者を公募。
- 大和リース（株）を代表企業とするコンソーシアムが選定され、キャンプフィールド（設計施工一括発注方式で整備、事業者が管理許可を受け運営）、カフェ（公募対象公園施設）、サービスセンター（特定公園施設）を整備。
- 管理運営については、園地全体の利活用、公園プレイヤーの活動推進、公募対象公園施設等との連携、公園プロモーション活動等についての提案を求めた。
- 2021年5月1日にリニューアルオープン。

鞍ヶ池公園の概要

- 95.13haの豊田市を代表する風致公園（特殊公園）
- 鞍ヶ池、水辺テラス、プレイハウス、動物園など多様な施設を有する。
- 隣接する「東海環状自動車道」鞍ヶ池パーキングエリアは鞍ヶ池公園と直結するハイウェイオアシスとなっている。



各施設の位置図



キャンプフィールド



サービスセンター

【参考事例】Park-PFI事業者の園内での収益事業の許可（新宿区）

- P-PFI事業により整備された交流拠点施設SHUKUNOVAでテナントを運営する事業者が、区から占用許可を受け、芝生広場の一部を使ってパークヨガ、パークワークアウト教室を開催。
- 「魅せる芝生」として整備した鑑賞用(立ち入り禁止)の芝生エリアを占用し、事業を展開している。



「魅せる芝生」として鑑賞用（立ち入り禁止）の芝生エリア



パークヨガ、パークワークアウト教室の様子

※出典：PARKERS TOKYO

【参考事例】指定管理者による市民協働の中間支援（西東京市）

- 西東京市は、エリア全体の公園を包括的に管理することで、公園をキーワードにしたまちづくり、エリアマネジメントを意識したまちの活性化につなげることを期待し、2016年度から西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園(現在54箇所)の管理を一括して指定管理業務により委託。
- 指定管理者制度導入前から行っていた市民ボランティアとの意見交換をもとに、募集要項に市民協働の推進に関する事項を盛り込み、指定管理者の組織内に市民協働のノウハウを持った人材を配置することを仕様書において要請、市側にも市民協働担当を配置し、住区基幹公園等の日常利用が中心の公園における市民協働を推進。

経緯と取組内容

指定管理者制度導入前

○指定管理者制度導入にあたり、市民サービスの向上に向けた取組を効果的に行うことができる事業者を選定するため、**ボランティア意見を選定プロセスに反映**

- ・市民ボランティアとの意見交換等から、市民が求めていることを把握し募集要項に反映
- ・事業者選定委員会への公園ボランティアの参加

■募集要項

「指定管理者に求められている能力と役割」に、市民協働の経験とノウハウを持った人材の配置、ボランティア育成、相談業務の充実等を記載

■仕様書

市民協働のノウハウを持った人員の配置、市民やボランティア等との協働による公園管理を積極的に推進を明記

○質の高い企画と収益は表裏一体のものとの認識から、指定管理者**募集要項に自主事業の具体的なイメージも併せて記載**

2016年度

○西東京いこいの森公園及び周辺の市立公園を対象に指定管理者制度を導入

導入後

○指定管理者、市民ボランティア等が連携して様々な活動を展開

○「西東京市公園配置計画」の策定過程で行った市民ワークショップをもとに、指定管理者も参画して「市民主体の住区基幹公園等の日常利用が中心の公園活用プロジェクト」を実施